

## 第6回 麻生区岡上地区住居表示検討委員会

### 次 第

日 時：令和2年12月15日（木）午前10時30分から

場 所：岡上公会堂

#### 議 題

- (1) 第5回検討委員会における検討内容の確認 【資料1】
- (2) 新町界・新町名（案）の確認及び承認について 【資料2】
- (3) 今後のスケジュールについて 【資料3】
- (4) その他

#### 【配布資料】

資料1 第5回麻生区岡上地区住居表示検討委員会摘録

資料2 岡上地区の新町界・新町名（案）

資料3 今後のスケジュールについて（案）

〈事務局〉

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当：田中、五味、萩本、平山

電話：200-2736

## 第 5 回岡上地区住居表示検討委員会摘録

日 時：令和 2 年 8 月 6 日（木）午前 10 時 30 分～午前 11 時 10 分

場 所：岡上公会堂

出席者：岡上地区住居表示検討委員会委員（欠席 1 名）

事務局：戸籍住民サービス課 渡辺課長、田中課長補佐、萩本

### 【議題（1）】第 4 回検討委員会における検討内容の確認

○事務局が作成した摘録の内容について確認し了承された。

### 【議題（2）】新町界（案）について

○C地区の取り扱いについて

前回の検討委員会において検討を重ねたC地区を分割する案について、岡上町内会で検討した結果、C地区は分割するという結論であった旨、報告された。

他の委員から反対の意見もなく、C地区を分割することによって、6つの町にすることで了承された。

### 【議題（3）】新町界・新町名（案）のお知らせの配布等について

○検討委員会です了承した新町界・新町名の案を地元住民にお知らせするため、各戸への配布と掲示板への掲載が必要となる旨、説明した。

○周知方法については、国勢調査時や町内会費の集金等も行っていることを考慮し、令和 2 年 9 月以降、町内会を通じて各戸へ配布することで了承された。

また、新型コロナウイルスの感染状況によっては配布方法が変更となることを説明した。

委 員：「今後の活動について」で実施時期について記載があるが、もう少し詳しくならないのか。

事務局：実施時期は今年のようなコロナウイルス感染など、世間の状況によって変わる場合があり、断定しないほうがよいと考えます。したがって、もう少し詳しくするならば「令和 3 年後期」とするのはいかがでしょうか。

委 員：（異議なし。）

委員：「市街化調整区域にお住まいの皆様へ」のところで混乱という言葉があるが、他に良い表現はないだろうか。本当に混乱しているのか。

事務局：岡上西町会側の住所は見つけにくいところがあります。

委員：岡上西町会は混乱しているのですか。

委員：混乱というか、私の自宅と隣の家住所の番号は飛んでいるが、地元の人には誰の住所がどこにあるか分かるので、そういった意味では混乱はしていません。

事務局：文中の気にされているところを削除するというので、いかがでしょうか。その部分を削除しても意味は伝わるかと存じます。

委員：(異議なし)

委員：お知らせに使用する図に番・号は入らないのですか。

事務局：番・号は実施するときに現地調査をして確定するもので、今回お知らせするのは、新町界と新町名のみとなります。

委員：自分が何番・何号なのか、気になって委員に聞きにくるのではないかと不安です。

事務局：実施日の1カ月ほど前に各戸に新しい住所を通知するので、それで確認するようになります。検討委員会で決めていただくのは新町界と新町名となります。

委員：それでは、各町のヘクターと想定街区数を余白に載せてはどうですか。

事務局：想定街区数を載せてしまうと、自分の住所は○番であると思込んでしまう可能性があるため、ヘクターのみ載せることでいかがでしょうか。

委員：今の話しですと、番・号が知りたいとのことでした。「番・号は令和3年9月以降に通知します」等の文章の追加をお願いします。

事務局：承知しました。文章を加えます。

委員：住居表示案内図は設置してもらえるのか。設置してもらわないと地元でない人が来たとき訪ね先がわからないし、地元の人でも知人の新しい住所がわからないと思うが。

事務局：現在は設置しておりません。代わりに、各戸に案内図（地図のようなもの）を配布します。

委員：それを配られても、他から来る人はわからないのではないかと。

委員：案内図については要望ということでよいのではないかと。

事務局：承知しました。案内図については要望として受け賜ります。

【議題（3）】その他

○今後の日程について質問

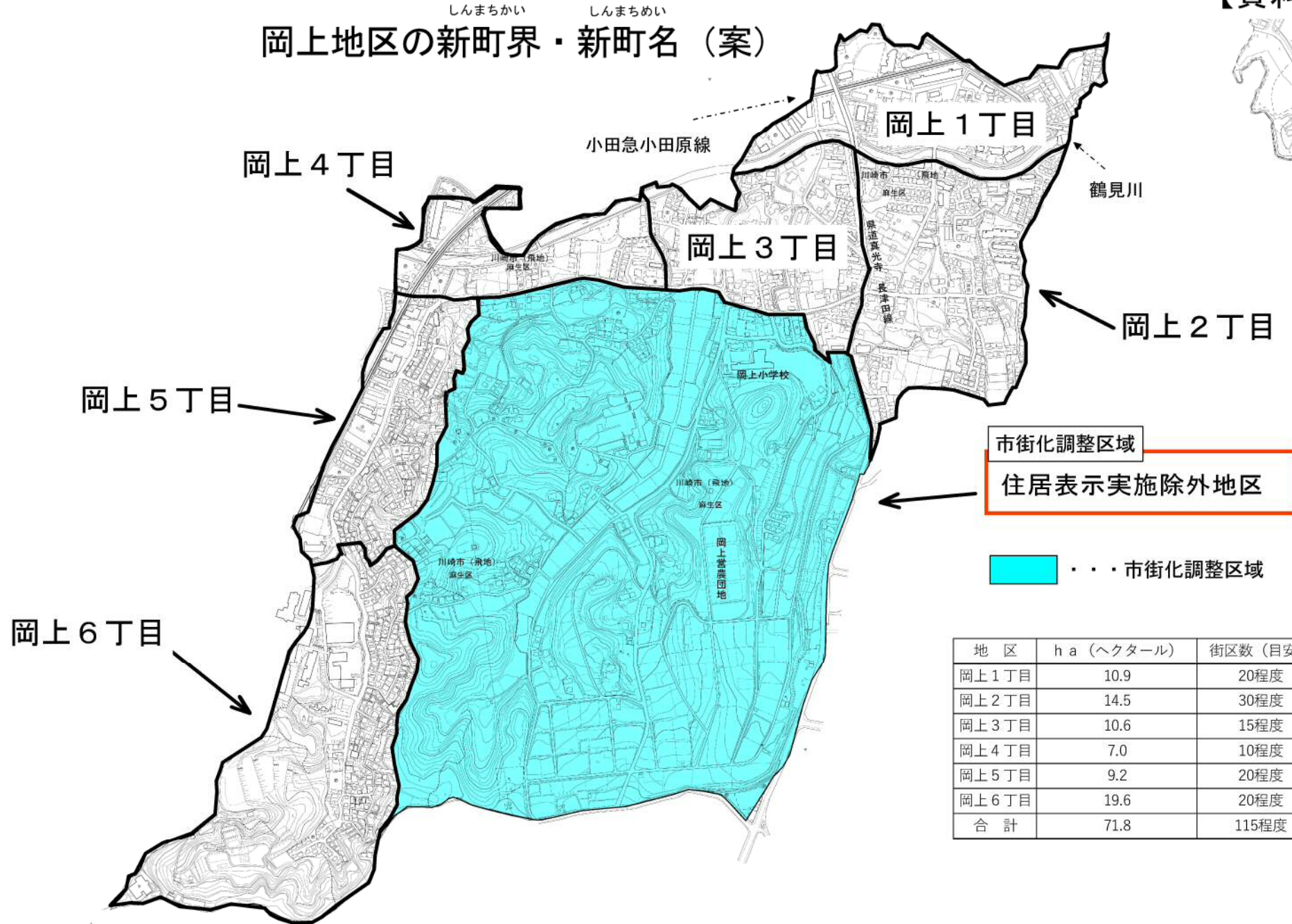
委員：我々は次回の検討委員会をもって解散となるのか。

事務局：住居表示を実施する年までは解散いたしません。御協力お願いします。

○次回の検討委員会について

12月15日（火）10時30分から岡上公会堂にて開催予定とすることです承された。

岡上地区の新町界・新町名（案）



市街化調整区域  
住居表示実施除外地区

■■■■市街化調整区域

地区	ha (ヘクタール)	街区数 (目安)
岡上1丁目	10.9	20程度
岡上2丁目	14.5	30程度
岡上3丁目	10.6	15程度
岡上4丁目	7.0	10程度
岡上5丁目	9.2	20程度
岡上6丁目	19.6	20程度
合計	71.8	115程度

## 今後のスケジュールについて

令和2年12月現在

時 期	内 容
令和2年12月15日	<b>第6回検討委員会</b> ・新町界・新町名（案）の最終承認。
令和2年12月中	・各検討委員から確認書の提出 ・検討委員長から市民文化局長へ提出する報告書の作成（事務局が作成） ⇒市民文化局長へ新町界・新町名（案）の報告書提出 ・ <u>令和3年度の住居表示実施地区</u> の決定
令和3年12月末	告示手続（5条の2） ※12月～1月にかけて告示行う
令和3年3月	・町区域の設定について議決 （地方自治法第260条第1項） ・実施区域及び方法の議決 （住居表示に関する法律第3条第1項）
令和3年4～5月	・実態調査の協力をお願いする「住居表示実施について」のお知らせを、市が業務委託した業者を通じて全戸配布 ・「住居表示実施について」お知らせの町内会掲示板への掲示
令和3年6月～	・岡上地区の道路や建物等の形状の調査（実態調査）
実施日1カ月前	・実態調査の情報を基に、新しい住所を各世帯に通知（配布）
令和3年度（下半期）	◎住居表示の実施

委員の皆様へ

委員の皆様には、今後とも、これまでどおり地域の方への説明等のご協力を賜りたいと存じますので、住居表示実施日（完了）まで、よろしくお願いいたします。